68キロを超え72キロまで	758	760
72キロを超え76キロまで	781	790
76キロを超え81キロまで	800	800

2　鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（１か月）

（単位：円）

４キロまで	6,540
４キロを超え８キロまで	7,920
８キロを超え12キロまで	9,320
12キロを超え16キロまで	10,720
16キロを超え20キロまで	12,130
20キロを超え24キロまで	13,550
24キロを超え28キロまで	14,980
28キロを超え32キロまで	16,420
32キロを超え36キロまで	17,850
36キロを超え40キロまで	19,270
40キロを超え44キロまで	20,370
44キロを超え48キロまで	21,270
48キロを超え52キロまで	21,970
52キロを超え56キロまで	22,470
56キロを超え60キロまで	22,870
60キロを超え64キロまで	23,170
64キロを超え68キロまで	23,420
68キロを超え72キロまで	23,620
72キロを超え76キロまで	23,820
76キロを超え81キロまで	24,000

通学定期旅客運賃（１か月）

現行の運賃の上限を据え置きとする。

2　日　時　令和７年５月22日（木）　午前９時30分から

3　場　所　中央合同庁舎４号館共用会議室４階　共用408会議室

（東京都千代田区霞が関３－１－１）

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ各１部を令和７年４月11日（金）正午までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（郵便番号100―0013　東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館　３階）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和７年４月下旬頃に運輸審議会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。

（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

⑸　１人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等によりそれより短くさせていただく場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了していただく場合がございます。

6　申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書及びその他の関係書類については、令和７年３月下旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については、令和７年４月中旬頃から、それぞれ運輸審議会のホームページに掲載予定です。

（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

7　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

8　開催の取消

５⑴記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03―5253―8810）にお問い合わせください。